

# In brief

## The latest news in financial reporting

pwc

No. US2016-06  
March 9, 2016

### FASBがプリペイド・カードの発行者に非行使部分モデルを使用した収益の認識を認める

#### 要点

特定の価値蓄積型プリペイド・カードの発行者はASC606に基づく非行使部分モデルの対象ではありませんが、新ガイダンスに従い、ASC606と同様の非行使部分モデルを用いて負債の認識を中止することができます。

#### 最新の動向

米国財務会計基準審議会(FASB)は、2016年3月8日、FASBの発生問題専門委員会(EITF)の合意事項である会計基準アップデート(ASU)No.2016-04「特定の価値蓄積型プリペイド・カードの非行使部分の認識(Recognition of Breakage for Certain Prepaid Stored-Value Products)」を公表しました。この新たなガイダンスは、特定の価値蓄積型プリペイド・カードに関連する金融負債の認識の中止について、会計基準のコード化体系(ASC) Subtopic 405-20「負債—負債の消滅」に例外を設け、収益認識の基準と同様の非行使部分モデルにより処理することとしています。

価値蓄積型プリペイド・カードは、財、サービス、および/または現金に交換可能な蓄積型の貨幣性価値を有する金融商品です(例:ギフト・カード)。すべての消費者が価値蓄積型プリペイド・カードの残高を使い切るわけではないため、カード発行者にとっては多くの場合、非行使部分(未使用部分)の残高が残ることになります。

新ガイダンスは、価値蓄積型プリペイド・カードの発行者に対して、関連する金融負債を、非金融負債に関するASC606「顧客との契約から生じる収益」が要求する処理と同様の非行使部分モデルに従い会計処理することを要求しています。そのため、発行者は、(1)非行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいる場合には、見込まれる非行使部分の金額を、顧客が行使する権利のパターンに比例して収益認識し(すなわち、負債の認識を中止し)、(2)非行使部分に対する権利を得ると見込んでいない場合には、顧客による行使の可能性がほとんどなくなった(remote)時点で、非行使部分の金額を収益認識する(すなわち、負債の認識を中止する)ことが要求されます。

新ガイダンスの範囲には、(a)未請求資産制度(財産没収法)に基づき当局に送金が要求される未使用金額、(b)分離された銀行口座に帰属する金額、(c)カスタマー・ロイヤルティ・プログラム、および、(d)他の会計ガイダンス(例:ASC606)の適用範囲である取引は含まれません。

#### なぜ重要か

新ガイダンスは、価値貯蓄型プリペイド・カードによって生じる金融負債と非金融負債に関して、非行使部分モデルにより整合性を図っています。これには、特定のカード・ネットワークで発行され、ネットワークに加入している業者で使用可能な、プリペイド式のギフト・カード、プリペイド式のテレフォンカード、およびトラベラーズ・チェックが含まれます。

現在、このような商品に関連する金融負債の認識の中止の会計処理に関して、実務上ばらつきが存在します。ある企業は非行使部分モデルを適用する一方、負債が消滅したときに初めて認識を中止するASC405-20を適用する企業もあります(この場合、負債は永久に残高として残る可能性があります)。

## 次のステップ

新ガイダンスは、ASC606と同時に適用されます。公開会社(public business entities)については、2017年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に属する期中報告期間(すなわち、12月決算企業については、2018年の第1四半期)に適用されます。

公開会社(public business entities)以外の企業について、当ガイダンスは、2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間に適用されます。

早期適用は、すべての企業について、期中報告期間および年次報告期間の期首現在で認められます。当ガイダンスは、完全遡及法または修正遡及法に基づいて適用できます。企業は、その適用方法を、ASC606を適用する際に選択した手法に合わせることは要求されていません。

© 2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.